



■ 副業・兼業について ■

働き方改革により普及が図られている副業・兼業。

新型コロナウイルス感染症の影響でさらに副業・兼業を希望する人が増えることが予想されます。今回は、副業・兼業を認めるために会社としてどんな対応が必要になるか?について特集いたします。

Q1. 副業・兼業は、認めないといけないの?

A1. 副業・兼業に関する裁判例では、労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的には労働者の自由であるとされています。そのため国のガイドラインでは、原則副業・兼業を認める方向で検討することが適当と記載されています。

Q2. 実際何をすれば良いの?

A2. STEP 毎に「事前準備」、「副業・兼業の申し出があったとき」、「副業・兼業が始まったら」の3つの場面で対応をまとめました。

STEP1 事前準備 (就業規則等の整備の実施)

⇒ 副業・兼業を認める方向で就業規則等を見直しましょう。まずは、あおばにご相談ください。

STEP2 副業・兼業の申し出があったとき (従業員からの届け出・所定労働時間の通算)

- ① 副業・兼業を希望する人から会社に副業・兼業の内容(いつ、どこで(どんな業種)、どの程度(週〇日、1日〇時間))を届け出てもらいます。
- ② 会社が、副業・兼業の内容を確認し、所定労働時間の通算をします。

Point 自社と副業・兼業先の所定労働時間は通算され、1日のうちで後から契約を結んだ会社に8時間を超えた分の割増賃金が発生します。

STEP3 副業・兼業が始まったら

- ① 副業・兼業の状況を、副業・兼業を行っている人から報告してもらいます。
- ② 当日発生した残業の計算方法については、あおばにお問合せください。
- ③ 対象従業員の健康が阻害されていないかを確認しましょう。

Point 健康診断や長時間労働者に対する面接指導の実施対象者の選定には、自社と副業・兼業先の労働時間は、通算されません。

ご不明点等ございましたら、お気軽にあおば事務所までご連絡ください。

■ 雇用調整助成金の特例措置が延長されました ■

現行の特例措置について: **令和3年4月末まで延長** (5月~6月については、別途特例措置があります)

5月~6月の特例措置について: 下記①もしくは②

① **原則的な措置を段階的に縮減**: 日額上限 1人あたり1日13,500円、助成率(中小企業): 最大10分の9

② **感染拡大地域特例(※)・業況特例(全国・特に厳しい企業)**

: 日額上限 1人あたり1日15,000円、助成率(中小企業・大企業): 最大10分の9

(※) … 対象地域に指定された地域の場合、営業時間の短縮等に協力する飲食店等が対象となる予定

各種お手続きにつき、ご不明点・ご相談等ございましたら、お気軽にあおば事務所までお問い合わせください。

重要

■ 協会けんぽの健康保険料率の変更 ■

令和3年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、**本年3月分(4月納付分)**から変更となります。

	令和2年度	↑: 引上げ	令和3年度		令和2年度	↑: 引上げ	令和3年度
		↓: 引下げ				↓: 引下げ	
		→: 据え置き				→: 据え置き	
埼玉県	9.81%	↓	9.80%	茨城県	9.77%	↓	9.74%
東京都	9.87%	↓	9.84%	栃木県	9.88%	↓	9.87%
神奈川県	9.93%	↑	9.99%	群馬県	9.77%	↓	9.66%
宮崎県	9.91%	↓	9.83%	千葉県	9.75%	↑	9.79%

※40歳から64歳までの方は、これに**全国一律の介護保険料率(1.79%から1.80%へ引上げ)**が加わります。

※手続きをご依頼いただいている顧問先様には、**社会保険料一覧表をご郵送しますのでご確認ください**。

なお、**雇用保険の料率に変更はありません**。

■ 36協定届の様式の変更 ■

昨年春にも変更があったばかりですが、起算日が令和3年4月1日以降の協定届の様式が変更となります。

変更ポイント1 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の署名又は記名・押印が不要となります

変更ポイント2 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表についてのチェックボックスが新設されます

ただし、使用者の押印及び署名の廃止が認められるのは、労基署に届け出る協定届とは別に労使間で協定書を締結している場合に限りです。

実務上、労基署に届け出る協定届に記名・押印または署名をすることで、これを兼ねる取り扱いをしている会社様が多いため、その場合は従来通り記名・押印又は署名が必要となります。

注目すべきは変更ポイント2にある、労働者代表の要件確認に関わるチェックボックスの新設です。

会社が指名した人や管理監督者は労働者代表になれません。協定の締結にあたり、今一度、**労働者代表として要件を満たした人が選任されているか**をご確認ください。

■ あおばの研修(組織力アップ、定着向上の為の本質論です) ■

組織活力のアップにお客様より好評をいただいている、あおば事務所のセミナーをご案内させていただきます。

■ **組織活力アップ研修 (全ての根本がここに! 基本は全4回、期間は約3ヶ月)**

■ 問題解決プログラム ■ 経営幹部、管理職研修

■ チームビルディング、超採用面接法 他

また、実施時間も含めて内容もカスタマイズ可能ですので、お気軽にあおば事務所までお問い合わせください。